

令和8年度第1回 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(全体会) 議事録

- 1 日 時 令和8年8月19日(水) 午前10時から11時47分
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 第3委員会室
- 3 出席者
 - ① 委 員 上村委員、内山委員、小田委員、加賀谷委員、沢田委員、柴澤委員、高桑委員、中村委員、布委員、益田委員、吉川委員
 - ② 事務局 総務課 市島課長、工藤室長、丹治補佐、吉川主幹、若槻係長、山田主査、後藤副主査、田邊主事、文書館 小松副主査
- 4 議 事 「新潟市の情報公開制度の見直しについて(諮問)」
「新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準の改正について(意見照会)」
「報告事項」新潟市死者情報の開示に関する条例の改正について

5 議事概要

事務局 情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会を開催する。

はじめに、本日は委員12名のうち、ご欠席の連絡をいただいている謝委員、そして連絡をいただいていないが沢田委員がまだいらっしゃっていない。委員12名のうち10名の出席となっており定数の半数以上の出席となっているので、審議会規則の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告する。

また、今年4月に委員お二人の入れ替わりがあった。お手元の次第の裏面に名簿をお配りしているが、謝委員、高桑委員から新たに就任いただいている。ここで高桑委員からひと言ごあいさつをいただきたいと思います。

＜高桑委員挨拶＞

事務局 続いて、本日の資料を確認させていただく。

＜資料確認＞

続いて、総務課長の市島よりご挨拶を申し上げる。

＜課長挨拶＞

事務局 本日の議事については、お手元の次第にあるとおり、審議事項2件、報告事項1件となっている。

以後の進行について、会長、よろしくお願いします。

上村会長 皆さんよろしくお願いします。

ただいまから、議事に入る。次第3議事(1)新潟市の情報公開制度の見直しについて、こちらは市長から当審議会に対して諮問があり、これを受けて審議をするものとなっている。まず、事務局から、諮問及び資料の内容についてご説明をお願いします。

事務局 新潟市の情報公開制度の見直しについて、ご説明する。関係する資料は、諮問書の写しと資料1-1情報公開条例新旧対照表、資料1-2情報公開条例改正案と国制度との比較表である。まず、諮問書の写しをご覧いただきたい。ページ番号1、最初にIとして、制度見直し

の背景と必要性を記しているので、まず、こちらを読ませていただく。我が国における情報公開制度は、先進的地方公共団体が国に先駆けて個別に条例を制定し運用する形で広まり、本市においても昭和61年に情報公開条例を公布、翌年4月1日に施行することとなった。

その後、平成11年に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法が公布された。この法律は国の行政機関を直接の対象とするものの、同法の規定には従前の地方自治体中心の情報公開制度の水準を超える点があることから、地方公共団体に対しても法律の趣旨にのっとり必要な施策を策定し実施するよう努力義務規定が設けられた。

本市においては、同年及び平成18年に、当審議会の前身である新潟市情報公開制度運営審議会の答申を受けて条例の所定の改正を行っているが、国制度との同一化を図ったものではないため、依然条例と情報公開法の規定には差異が残存したまま今日に至っているものである。

一方、個人情報保護制度についても情報公開制度と同様に、地方公共団体はそれぞれ条例を制定して運用していたところ、令和3年の個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正により同法を適用することに一元化され、令和5年に施行された。

個人情報保護制度のうち、保有個人情報開示制度は、目的や対象が異なるものの、結果として行政文書の開示を行う点では情報公開制度と共通するもので、両制度には不開示情報の判断基準や手続きについて整合が求められるものである。個人情報保護法の規定が情報公開法に準拠し定められていることから、現状、本市においては、情報公開制度と保有個人情報保護制度の規定に不整合が見られている。

条例には、特に個人に関する情報の保護に関し国制度と顕著な違いがあることを始めとし、法に準拠していない箇所が多岐にわたるため、改正個人情報保護法施行から3年を経過したこの機に条例改正を行うべく、諮問するに至ったというものである。

以上のように、情報公開制度、個人情報保護制度とともに、以前は地方公共団体が個別に条例を制定し、運用していたものだが、必ずしも国の行政機関の制度と一致していなくても、特段の支障はなかったものだった。しかし、個人情報保護制度だけ国の制度と一本化されたことで、本市における情報公開制度と個人情報保護制度とで一部不整合が生じたため、これを解消するとともに、この機に法律の条項に照らして見直すべきところを見直したいというものである。

続いて、諮問書のⅡ、具体的な見直しの検討事項についてである。一つ目は、制度の運用主体となる実施機関についてである。情報公開制度の主体となる実施機関について、情報公開条例の定義では市長や行政委員会など市の機関のほかには新潟市土地開発公社を現在、含んでいる。経緯としては、同公社が固有の設置法の規定に基づいて設置され、市の業務とのかかわりも密接として、他の出資法人と異なる位置づけとし、積極的な情報公開に努めることとしていたというものだ。

しかし、個人情報保護法においては、同公社は明確に民間部門に位置づけられ、実際に民間部門の規律に従って同法を運用していること、その他の情勢の変化を踏まえ、同公社を実施機関から除くこととし、情報公開制度上は他の出資法人と同様に取り扱うこととするものだ。

なお、同公社の位置づけは、情報公開と対をなす公文書の管理においても同様となっている

ので、公文書管理条例の実施機関の定義も改正することとなる。本件については相手のあることなので、公社との協議が調うことが前提となるが、並行して当審議会にお諮りするものだ。

また、個人情報保護法においては消防長も市の機関の一つとして位置づけられているもので、これを盛り込むこととする。

資料1-1をご覧ください。情報公開条例の新旧対照表である。なお、この改正後（案）と左のほうにあるが、現時点での素案となっている。当審議会の答申をいただいた後に、正式な改正案の検討を行い、最終的には市議会の議決を経て公布、施行することとなる。この新旧対照表の1ページ目、第2条の第2項が実施機関の定義となっており、左側の改正案と右側の現行条文とを見比べていただくと、消防長が加わり、新潟市土地開発公社が除かれているものだ。

諮問書に戻り、次に2、個人に関する情報のうち不開示とする情報についてである。これは、請求を受けて開示する行政文書の中に、個人に関する情報が含まれていた場合に、これを開示するかしないかの判断基準が情報公開条例と国制度で異なっているというものである。

最初の段落だが、国制度では、1行目の最後、特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示としているとある。この特定の個人を識別することはできないものの、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報というのは、例えば、個人の心情を吐露した作文であるとか、カルテ、未発表の著作物などが該当するものである。こうした人格に密接に関係する情報などは、本人がその流通をコントロールすることが認められるべきであって、開示の請求を受けたとき、それが誰のものか分からない状態であるとしても開示できないと国制度では規定されている。

一方、本市の情報公開条例には、この規定が含まれておらず、現行ではこうした人格に密接に関係する情報であっても、それが誰のものか分からなければ開示することとなる。この点において、現行、本市の情報公開制度は、個人情報の保護のあり方が国の水準と異なっているため、国制度に準拠した規定を置くものである。

合わせて、最後の段落だが、指紋などの身体的特徴やマイナンバーなどの特定の個人に割り当てられた符号を表す個人識別符号についても、個人情報保護法に合わせて不開示情報に位置づけるものである。条文としては、資料1-1新旧対照表の2ページになる。第6条の（2）とあるところ、左側の改正案の下半分、個人識別符号と特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として追加したいと考えている。

諮問書に戻り、3、その他国制度への準拠についてである。主なものを挙げているが、いずれも技術的、手続き的な規定について、国制度に準拠しようというものである。

また資料1-1新旧対照表をご覧ください。右側の備考欄に法準拠と記載のある項目がこれに当たり、例えば4ページ目、左側の改正案の中段やや下に、ア、国の安全が害されるおそれ云々とあるものを、これを国制度に準じて不開示情報に追加するものが一例としてある。

続いて、5ページ目の左側の一番下、第7条の第2項には、個人に関する情報として不開示

とする部分を除去する場合の考え方について、これも国制度に合わせて追加するものである。

8 ページ目、左側の一番下から次のページにかけてだが、開示した後に開示の実施方法を申し出てもらう規定を追加するものである。

10 ページ目、左側の一番上、開示請求者以外の第三者から審査請求があった後の対応について、こちらは規定が不十分だったため、これを国に合わせて追加するものである。主なものを紹介させていただいた。以上のような内容で、国制度に準拠した規定を設けたいと考えている。

資料1－2だが、こちらは本日、直接ご説明はしないが、国制度との比較のために、適宜ご覧いただければと思っている。一番左のほうは、条例の改正案である。真ん中に情報公開法、右側には個人情報保護法ということで、比較ができる表になっている。事務局からの説明は以上である。よろしくお願いします。

上村会長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問などあれば願いたいと思う。いかがだろうか。

柴澤委員 実施機関から土地開発公社を除外するということがあったが、今まで、情報公開制度は基本、原則としてオープンという制度で、個人情報保護は個人情報を保護するための取り扱いをどうするかというものだと思うが、土地開発公社を情報公開条例の実施機関から除外することで、今まで公開対象だったものが、この改正によって非公開になる情報があるのかどうかと、もしあるのであれば、どういった情報がそれに当たるのかということを教えていただきたい。

事務局 土地開発公社を除くことについては、今、土地開発公社とも調整中だが、市の条例の実施機関からは今、除くというようには考えているが、公社でも、これに代わる規定を整備して、情報公開には対応するようなことも考えられるかなと思っている。

あと個人情報保護法との関係だが、今は公社が持っている文書は、情報公開の部分で言えば市の機関なので、今現在は市の行政文書という扱いになるし、ただ例えば公社が持っている文書の中に、個人情報が載っていて、それを個人から開示請求があったときは、それは今度、市の行政文書の位置づけではなくて、民間の規律での位置づけになっているので、そこでのバランスが悪い状態になっている。なので、実施機関の考え方というのは、個人情報保護法で土地開発公社は民間の方の規律で行うということなので、それにならって情報公開条例の方で扱う文書についても、個人情報保護法に合わせたいと考えているところである。市の機関から除くことによって、情報公開が一步後退するのではないかなというような危惧もあるかなと思うが、そこは公社で規定を設けて、情報公開に対応できるようにしていただきたいとは考えている。

柴澤委員 個人情報の取り扱いについては、別に個人情報保護法と合わせることでいいと思うが、個人情報以外の情報もたくさんあって、それはこれまでフルオープンだったものが、今度は公社の判断に委ねられるということになってしまっているのかなということがあり、もし実際に現実として、あまり開示請求がないとか、あまり影響がないのであれば、形式的にそろえるという判断はありなのかなと思うが、もし実際に、これまで情報公開の開示請求があったのに、今後はもう開示できないというようになると、うまくないのかなという気がしている。

小田委員 関連だが、この開発公社に関する文書の問い合わせ、タイムスケジュールにしたがっ

ての保存すべき文書案件も、極めて多いものがこの公社にかかわることである。そして、市政の政治のほうだけではなく、経済や市の勢いの方向を判定づける大きなポイントが、この公社の行為でもある。おそらく公社のほうでも、内部で意見をもんだ場合、いろいろな観点が出るかと思うが、今のこの国の法律に合わせて運用するというひとくくりで行くと、柴澤先生がおっしゃったように、少し後退する嫌いも出てくるのではないかという危惧を私も感じている。そして、この項目のところで土地開発公社を削除して、消防長を入れている。新潟市の場合は、一部事務組合のような組織の消防組織はないから、消防長イコール通常の行政的な配置だと、市長がこの職に当たる。（事務局注記：消防局長を、消防長をもって充てることとしている。）だからいわゆる消防局を中心とする消防防災の統括指揮者が消防長であるから、消防行政の、あるいは防災行政の全般をここでは消防長というくくりの中で示しているのだろうと思うが、消防長をあえて入れた、逆に土地開発公社を削除したことは今、説明を受けたが、消防長をここで挿入したという経緯はどういう形からだったろうか。

事務局 消防局の行政は、市長の委任を受けて行う事務と、消防長が独自で行う事務と二つある。行政文書の中で、市長の委任を受けて行う事務の文書の管理、公開については、それは今までどおり市長の名前で行うが、消防長が単独で行う事務に係る文書の管理、公開については、消防長の名前で行うこととなるもの。個人情報保護法の考え方では、消防長は市長とは別の機関となっているため、この点も個人情報保護法に合わせていきたいと考えている。

小田委員 例えば、具体的に、消防長単独独自の政策、あるいは実施項目というところのものがあるか。

事務局 そこは承知していないが、その２種類があるというのは聞いている。具体的な事務については、今は情報がない。

小田委員 その２種類ある、特に後段のほうをもってここに入れたということか。

事務局 そうである。市長の委任を受けていない、消防長独自の事務の行政文書の公開は、消防長が実施機関として公開するというようにしたいと。それは、個人情報保護法に合わせていきたいと。

小田委員 よく分からないが、了解した。

事務局 参考にだが、他都市、全国に２０政令市あるが、ほかの政令市の状況も調べてみた。情報公開条例で、土地開発公社を実施機関に含めているのは新潟市だけである。あと消防長についても、単独の実施機関に定めていないのは、新潟市とほか２市の３市である。あと１７市は消防長を実施機関に含めている。

上村会長 ほかにいかがだろうか。小田委員よろしいか。

小田委員 少し曖昧な点があり、分かりかねるところもあるのが正直なところである。

事務局 今、具体的にどんな文書が、消防長でどんな文書があるのかというところは、また後で委員の皆さんにお渡ししたいと思う。

加賀谷委員 一点、質問いいか。先ほど事務局からご説明いただいた、他の政令市との比較で、公社を実施機関に含めているのは新潟市だけだというご説明を受けて、現状はそうかもしれないが、かつて土地開発公社が実施機関に含まれていたが、その後、外された政令市があるかと

いうのは把握されているか。

事務局 平成18年に土地開発公社をこの条例に組み入れたが、そのときの資料を見ると、少なくとも福岡市で土地開発公社を含んでいたということは確認できている。ただ、今現在、土地開発公社自体が、その役割を終えて解散をするという流れが進んでおり、土地開発公社自体が政令市で、ちょっと正確な数は覚えていないが、5市くらいしか持っていないくて、その関係でもう外れていったのだらうと。福岡市も今は土地開発公社が存在しないということは確認できるので、そういった流れもあつてのことかと考えている。

加賀谷委員 新潟市の土地開発公社というのは、現在、動いているのか。例えばもう法人としては動いていない。動いていないが、過去の実績とかでその資料があるのではないかと思うが、その活動状況というのは、市と公社の間で確認はされているのか。

事務局 土地開発公社自体は、今もまだ活動している。特定の、駅周辺整備事業関係の土地の買収等の機能を果たしているが、ただ、そういった役割を果たしたときには、新潟市もいずれ解散の方向だということは聞いている。

また、先ほど柴澤委員からご意見があった関係で、土地開発公社に対する情報公開請求について、確認できている平成29年以降はずっとゼロだったが、昨年度1件あったということで、ほとんど請求はないということ。あと土地開発公社が今後、どのような規律を定めるかというのは、これは公社が考えることではあるが、公社のサイドも独自にまた新しい規律を定めるといのは、事務的にも大変なことなので、市の条例にならうような形での提案をしているところである。

上村会長 加賀谷委員よろしいだろうか。

加賀谷委員 その場合、また柴澤委員の質問と重なる可能性もあるが、結局、土地開発公社の持っている文書の開示という独自のルールがあるが、その請求で開示しないということに不服がある場合どうするのかと、多分、行政訴訟ではなくて、民事訴訟になるのかと思うが、まずそういう扱いなわけだろう、おそらく。

事務局 先ほど、個人情報保護制度のお話を差し上げたが、個人情報保護制度の中の保有個人情報の開示請求というのが、行政機関にはあるが、今この制度は、土地開発公社には適用されなくなっている。だから、個人情報の開示に関しては、もう行政処分ではなくなっている一方で、個人情報にかかわらない一般行政文書の公開について、もしくは公開に先立つ行政文書の管理の部分は行政文書として扱うと。行政処分を担うところでダブルスタンダードのような形になっていることを解消するというのが今回の趣旨である。

上村会長 ほかにご意見、ご質問等あるだろうか。

高桑委員 資料1-2の個人情報条例の改正後の表記を読んでいたら、人を表すもの、それ以外のものというのが、すべて大体、ひらがなで「もの」と表記されているが、後段のほうにいくと、それが11ページの第9条の3、第10条辺りでは人を表すものが、漢字の「者」になっていたりする部分がある。情報公開法では、人を表すものは漢字の「者」というように統一されているようなので、この際、人を表すものでひらがなの「もの」と表記されているのは合わせて直したらどうかというようなご提案になる。

事務局 法務担当とも協議しながら、必要な修正をしていきたいと思う。感謝する。

小田委員 今の内部の改正後の案の件だが、1－2の7ページ中段のアのところで、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が云々というのがあるが、これはもちろん国の法律に基づいてこれを判断するわけだろうが、情報公開はどうすべきかという、この私たちの役目にこれを置き換えていった場合、大変難しい案件になろうかと思う。のぞく窓がいくつも、あるいは何十の方向からこれをのぞいていかなければ、この判断は難しい。ところが今の新潟市のまちづくりの基本の中でも、世界に開かれたまち新潟を大きくうたっているし、さまざまな団体やらグループやら、あるいは他国との友好を図る機関が市の内部にも設定されているが、この特にアの項目の運用については、どのようなことが具体的に方策として考えられているだろうか。ただ、国の制度の文言を単純に横へスライドさせたような気がしているのだが、非常に難しい判断が出てこようかと思う。

事務局 基本的には国の考え方をスライドさせて準拠しているわけだが、実際の運用をどう考えるかというところは、本当におっしゃるとおりだと思う。条例改正に合わせて、ここの判断基準もやはり整理をしていかなければならないと思っている。具体的な運用をまた考えていかなければならないと思っているが、そのときには、やはり国の考え方とか、他都市のものを参考にしながら、考えていかなければならないと思っている。抽象的なお話しかできないが、どう解釈していくのかとか、そういったところは具体的に考えていかなければならないと思っている。

小田委員 他都市の例も参考にしている言葉もあったが、とするとおのおのの自治体によって、若干ニュアンスが異なる場合もあり得るだろう。同じ政令市であっても、微妙なニュアンスが、この文言の中で推しはかってやった場合も違うことが表れる可能性がある。だから、当然、難しいところでは、この審議会に諮問される場合もあり得ると思うが、非常に難しい問題を私どもに言いつけられる可能性があるということを覚悟して、これを読ませてもらった。

上村会長 これについては、場合によっては関係省庁と相談をしながら進めるということも必要になるかもしれない。アに相当する案件なのかどうかは分からないが、たしか過去の判例で沖縄密約文書があったのかどうかという、それが開示請求の対象になったというケースがあったと思うが、それは単なる一自治体の問題にとどまっている問題ではないので、そのような場合には、自治体のみで判断するのではなく、各省庁と協議をしながら進めていくということも必要になるかもしれないので、このアの運用については、しっかりとしたマニュアルが必要になっていくかなという気もして、見ていた。ほかいかがだろうか。

益田委員 大変細かい点で、あとは私の中でもちょっと理解が追いついていないところがあり、伝わりにくいようであれば大変恐縮だが、新旧対照表の4ページの(5)市の機関内部若しくは機関相互間云々で、国等の機関における審議、の後に、改正後は検討又は協議とある。一方で、現行の条文を見ると、審議、調査、検討等に関して作成しとあり、こちら表現が変わっているわけである。これは右の備考のところを見ると、語句の整理(法準拠)とあるので、情報公開法の表現に合わせたということなのかと私のほうで解釈はした。ただ、これはけっこう大きな違いであるようにも思われる。検討又は協議に関しての情報は、今後、改正後は不開示の

ものになり得るということかと思うが、これは単純に情報公開法の表現に、あるいは語句に単純に合わせたというだけで、実際の制度運用には、これまでと今後で変化がないということなのか、あるいはそうでないのかというのはどうなるのだろうか。一応、条文上では調査というものが外れて、代わって協議というものが加わっているわけだが、調査と協議はまた全然違う話しであるように思うし、この語句の変更というのがどういう意味を持ち得るのかとか、そういったところもご教授いただければと思う。

事務局 これに関しては、語句を変えるということは、運用自体もやはり変わり得るということである。というのは、今現在、保有個人情報の開示があったときの開示不開示の判断と、情報公開請求で行政文書の開示請求があったときの開示不開示の判断基準にずれが生じているということがそもそもの問題かと思うので、そこを合わせるという意味合いなので、情報公開条例の考え方を変更するという意味合いになっている。

益田委員 実際上の制度運用において変わり得るところというのは、どういったところにあるのか。

事務局 文言のとおり、調査に関する部分がこの条項では。

益田委員 今後は開示の対象になり得るということか。

事務局 なり得るということになる。

益田委員 反対に言えば、これまであるいは現行においては、市と例えば国、あるいは市と市との間で行われる協議というのは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあったとしても、開示の対象になり得るということか。

事務局 そうである。

上村会長 個人情報保護法の文言にそろえたという形になるか。

事務局 個人情報保護法も情報公開法も、審議、検討又は協議に関する情報という文言があり、国のほうは文言がそろっている。

小田委員 個人情報保護法の真意が、あるいは深いところの意味がこうだったのかもしれないが、一連の改定後、公開という表現が開示に変更されている。非常に開示ということだと強い意味を含むし、広くそのところに至るまでの数次的背景や状況を明確に示していかなければいけないことになるので、公開請求というような表現の段階から、開示請求という表現に移る場合、非常に強い形で法律の内容執行が求められているものだと認識されないだろうか。

事務局 まず私どもとしては、公開というのは、決定をして、公開と言いつつ、直接的には請求者に対してお示しするというようになる。情報公開に関しては、どなたも同じように請求ができて、どなたに対しても同じように開示をするということになるので、結果として広く公開されるという意味を持つ。だから公開というのは広く開くこととなる意味を示していることであって、開示というのはその請求者に対して示すという意味合いで考えている。これは情報公開法や個人情報保護法に、技術的に合わせるというものではあるが、結果として公開されるものであっても、情報公開の請求に対して決定をした後、実際には請求者に対して開示することであるので、語句を合わせさせていただいたという、そういう趣旨で提案させていただいたものである。

小田委員 請求者に対する姿勢だろう。

事務局 そうである。

広く公開するというようなニュアンスと、ここの手続きを踏んで開示するというところの、その整理もしたいなというように。

小田委員 必要かもしれない。

内山委員 質問だが、諮問書の2ページの2、個人の人格と密接に関係する情報等を今回、不開示情報に加えるというようにお聞きした。これは情報公開法とそろえているし、文言も同じなのかと思うが、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものというのは、文言としてはかなり抽象的だと思う。先ほど、この具体的な内容については、個人の医療記録だとか、心情を綴った作文、未公開の著作物というように説明があったが、新潟市としてこれら以外に、この除外の対象とする個人の権利利益を害するおそれがあるものとして想定しているものがあれば、教えていただきたい。

事務局 この文言については、個人情報保護法には入っているものなので、保有個人情報開示請求に対しては、すでにこの形で、今、事務をしているところである。確かにおっしゃるように、先ほど、典型的な例として作文等々を挙げたが、これに関しては、個人情報保護法の、運用の内規としては、適用については、狭義に解釈すべきではないということで、具体的な事例までは挙げていないが、やはり特定の個人を識別できることとなるまでは言えないものの、種々の事情から個人の特定につながるおそれがあり、そのことにより個人の権利利益を害すると認められる情報にも適用されるということで、そのような想定をしている。

内山委員 一応、心配としては、情報公開請求をしたときに、誰かの個人の権利利益を害するおそれがあるという抽象的な理由だけで開示が受けられなくなると困るなと思ったものだから、ご質問した。

上村会長 ほかいかがだろうか。よろしいだろうか。この辺りにさせていただく。

本日の審議内容を踏まえて、次回、答申書の内容についてご審議をお願いすることにしたいと思う。本日、さまざまなご意見を頂戴したが、中には本当に重要な問題もあった、御指摘もあったかと思うので、答申書の内容に盛り込んでいただくようお願い申し上げます。

次の議事に移りたい。次第3、議事の(2)新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エの規定に基づく基準の改正について。こちらは市長から条例に基づく意見照会があり、審議の上、審議会意見をお返しするものとなっている。では、事務局から意見照会及び資料の内容について、ご説明をお願いします。

事務局 意見照会文書の写し、資料2新潟市情報公開条例の規定に基づく基準の新旧対照表と国の機関等における取扱いの例が両面に記されたもの、資料1-2情報公開条例改正案と国制度との比較表も用いて説明させていただく。

今回、見直しの対象としている基準については、行政文書に記録された公務員の情報をどのように取り扱うかということを定めるものだが、見直し案の説明に入る前に、条文の構成についてご説明したいと思う。資料1-2をご覧ください。左側の列に情報公開条例の改正案を示しているが、この3ページ目、一番上に第6条がある。第6条本文では、行政文書の開示

の請求があったときは、次に掲げる不開示情報が記録されているときを除き、行政文書を開示しなければならないとして、開示の原則を定めている。これに続く第1号から第6号までにおいて、開示の原則から除かれる不開示情報を定めており、同じ3ページの下の方だが、第2号については、先ほども見たとおり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報などは不開示とするものとなっている。第2号の条文は、4ページ目に続いているが、4ページの6行目、第2号本文の最後に、ただし、次に掲げる情報を除く。とあり、その先のア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する場合は、個人に関する情報であっても、やはり開示するということを定めている。

同じ4ページの中段に、エで始まる条文があるが、これが今回の意見照会の対象となる条例第6条第2号ただし書エということになる。黄色で着色した部分を読むと、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名。これは個人に関する情報であっても開示するとしているが、次のページ、括弧の中だが、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。とある。この基準に該当するものは、公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、その公務員等の職及び氏名を開示しないということとするということになっている。少し複雑な4層の構造になっているが、今回、意見照会している基準というのは、この公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、公務員等の氏名等を開示しないこととする基準のことだということをご説明させていただいた。

では、意見照会の文書の写しをご覧いただきたい。一枚めくっていただき、ページ番号1が振られているページである。

1、基準設定の経緯と改正の必要性について、読ませていただく。本市情報公開制度において、公開請求対象の行政文書に含まれる公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、当該条項、すなわち情報公開条例第6条第2号ただし書エの規定によって原則として公開とすべき立場をとり、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報である場合に非公開とする例外規定を設けている。当該おそれがある情報の基準は、同条項の規定により、本審議会の意見を聴いた上で定めるものとしているということである。

現行の基準は平成10年に定めたものであり、設定当時は、食糧費の不適正支出が全国的に社会問題化していた背景事情もあり、当該おそれがある情報の適用は極めて限定的な場合にとどまることとした。

しかしその後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関個人情報保護法が施行されたことと前後して、国の機関における公務員の氏名の開示のあり方が検討、整理されたことや、本市条例そのものも平成11年の改正で非公開情報の規定を整理するなど、現行基準設定当時とは状況に変化が生じており、これらを考慮した内容への見直しが必要となっている。

市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすといった条例の理念を尊重し、公務員等の職務遂行上の氏名について原則公開とする規定は堅持しつつ、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがあるとして、公開すべきものから除く基準の改正を行う

べく、意見照会させていただいたという経緯である。

次に、2、改正の考え方である。まず、(1)の公務員等の氏名を原則公開とする規定についてだが、資料1-2をご覧ください。4ページ目の中ほどから5ページ目にかけてだが、左側が本市の情報公開条例の案、真ん中が国の情報公開法となっている。左の情報公開条例の案は、先ほども見たとおり、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名を原則開示するというものである。

一方、情報公開法は、黄色マーカーの部分だが、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしており、氏名は原則開示とする情報に含んでいない。国の行政機関の職員の氏名は、他の条項を適用して、結果として開示することとなるが、原則開示を定めた本市の規定のほうが、職務遂行に係る情報の説明責任を果たす趣旨に沿っているものだから、まずはこの規定は維持することを前提に考えている。

意見照会文書の(2)だが、公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報の基準について。こちら資料2をご覧ください。資料2の1ページ目、真ん中の現行の列に、(1)から(3)まで平成10年に定められた現行の基準が記載されている。先ほど、経緯の説明でも申ししたが、基準制定時の背景事情もあって、極めて限定的な基準となっているものとなっている。このうち、(1)については、純然たる私事に関するものである場合と定められているが、この基準を適用する前提となるのは、職務の遂行に係る情報なので、純然たる私事というのは、前提と矛盾した、成立し得ない基準となっている。

(2)は、公務員及び家族等の生命、身体、財産等に対する明白かつ差し迫った危険が预见される場合をいっている。

(3)市などの公務の執行に著しい障害が生ずることが明白であると認められる場合を定めている。これらは、それぞれ右側の備考欄に記しているが、この基準が定められた後、条例改正で、他の条項でより適用範囲が広い基準が定められたことにより、この基準が適用されなくても、他の基準が適用されて、不開示となってしまうものである。

もう一つの問題として、同じ公務員等であっても、機関によってそれぞれ不開示の基準が異なっているにもかかわらず、その機関に属する公務員の情報が本市の行政文書に記録されているときは、一律開示されてしまうというものである。

資料2の裏面2ページ目をご覧ください。例として、左側に国の行政機関の職員の氏名の取り扱い、右側に国家公安委員会・警察庁の取り扱いを記載したものである。黄色マーカーの部分だが、国行政機関は、補助的業務に従事する非常勤職員を除くが、原則開示を定めている。国家公安委員会等は、警視以上の職員について開示を定めている。機関ごとの事情に応じた基準が定められているものである。なお、下線部は、開示を原則とする中でも不開示とする基準を定めた箇所だが、本市の現行の基準のように他の不開示基準と異なる水準の基準を設けるようなことはされていないものである。

以上のことから、また資料2の1ページ目に戻り、左側の改正案である。ポイントとして、二つある。まずは、本市職員と他の機関の職員とで基準を分けたこと。もう一つは、本市職員

に関しては、現行の極めて限定的な基準を改めたことである。まず（１）本市職員に関しては、他の不開示基準との不整合を解消した上で、実情を考慮し、国の行政機関の基準を参考とし、補助的業務に従事する非常勤職員を開示の対象外とすること。他の不開示基準に該当する場合に不開示とすることなどを確認的に定めることとしたものである。

次に（２）は、本市職員以外の公務員等に関する規定で、これはそれぞれの機関で慣行として公にしているか。つまりそれぞれの機関の基準によることを定めたものである。

情報公開条例第６条第２号ただし書エの規定に基づく基準に関する説明は以上である。よろしく願います。

上村会長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などあればお願いしたい。いかがだろうか。

加賀谷委員 改正後（案）１の（１）のイだが、個人の権利利益を害することとなるような場合の文言。これは現行の規定よりも幅が広がるのかという印象を持っている。想定されるのは、開示することで当該職員に対してクレームをつける市民の方がいて、その方が業務に支障が出ると。そういうことを危惧しているのかと。たぶん、現行だと、それくらいだったら開示になるのだろうが、改正後であれば、当該職員の方がクレームでちょっとメンタル的に負荷を与えられることを危惧しているのかと。そういう場合でも非開示になるのかという印象である。あとは広がりすぎているのかという印象があるが、例えば、市として個人の名前を開示することで、こういういわゆるカスハラとか、クレームを受けて、当該職員の方が精神的な疾患とか、あと暴力行為を受けて、休職等、退職せざるを得なくなったというケースがあるのか。そこをご説明いただければと思っている。

事務局 実際にそういうカスハラとか、さまざまなクレーム対応で、心身に被害を受けて、業務に支障があるとか、そういったところは、今、具体的なものを持ち合わせていないが、少なからずはあると思う。一般的に情報公開で、実際にそれを公開することによって、そのようになったのかどうかということは、それは例としては、具体例も実際、あったかどうかは持ち合わせていないが、職員はこうして名札もつけているし、いろいろなところでそういう名前というのは知り得る状況だと思う。個別の事案については、ちょっと把握はしていない。

実は職員録というものがあり、職員録が欲しいという申出があれば、情報公開の手続きを経ずに情報提供をしているという、そういった例も実際にある。今、関連でその話も差し上げたが、報復、嫌がらせ、そういったことがないように、それを防ぐためにというところでこの規定を設けさせていただきたいと。

加賀谷委員 市の職員の保護という観点で、心情的にはすごく分かるものの、他の政令市、公共団体もそういう流れになっているのか。検討状況は分かるか。

事務局 こちら公務員の氏名を除外する規定については、政令市の調べだが、かなり割れているというのが実情である。非公開情報からその氏名を除外する規定がある都市、ない都市、いずれも７都市というような形で、その都市ごとの実情等に合わせて、それぞれ違っているというのが実態である。

上村会長 いかがか。

柴澤委員 改正後の案の１号イの個人の権利利益を害することとなるような場合の個人という

のは、当該公務員を含むということなのだろうか。

事務局 市の職員のことである。

柴澤委員 そうすると改正後の案の氏名を非開示にする場合というのは、公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報であって基準に該当するものということで、これは不当に侵害するというのと、基準に該当すると2要件あるのかと思ったが、そういう理解でいいだろうか。

事務局 まず、前段として、今、さきにお答えした個人の部分だが、これに関して、当該公務員を、これは国の行政機関の例から引っ張ってきているわけだが、国そのものが当該公務員を指しているのかという、今、判然としないので、それも含めて、当該公務員とすると、おっしゃるとおり、ただし書エの括弧書きの条項と二重になってしまうので、それを含めて、これからまた条文を整理したいと思う。

柴澤委員 あと改正後の案だと、公務員の利益を不当に侵害するものであって、補助的業務の職員の方の氏名は非公開になると思うが、国の基準だと、補助的業務に従事する方については、それだけで非公開なのかと読めたが、そこは市が公務員の利益を不当に侵害しないのであれば、補助的業務に従事する職員の名前も出すという運用にされるということなのだろうか。

事務局 そこも案が甘かったかと思うので、改めて整理をさせていただきたいと思う。

上村会長 ここはやはり国に合わせたほうがよろしいかもしれない。職員のことと、非公開情報のことが並列的に並んでいると、やはりまどろっこしくなってくるような気もするので、国みたいに括弧書きで補助的業務に属する人は除くと、ここだけで処理してしまつてのほうがいいかもしれない。合わせてご検討いただきたい。よろしくお願いします。

ほかいかがだろうか。

先ほどの柴澤委員のご指摘で少し気になったのだが、確かに1-2にある5ページの改正案では、当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがあると。不当というのがここに入っていて、単に侵害だけではないという、そこに意味を込めたのだろうが、不当に侵害する例というのが、今回の資料2のこれが具体化なのだろう、立て付けとして。そうすると、例えば、資料2の改正後の1条(1)のイ、個人の権利利益を害するというのも、特に不当に害することになるのだろうかという、この条例と基準との整合性が、少し気になった。ここであがっているものがすべて不当な侵害なのかという、少し違うのかという気がする。合わせてそれをご検討いただけるとよろしいかと思った。

柴澤委員 不当侵害という要件と基準に該当する要件、要件が二つあるという理解だったが。

上村会長 先生のご質問はそうだ。

柴澤委員 それではなく、不当に侵害するものとして定めた基準という理解だろうか。

上村会長 私は、これは具体化だと思って理解していた。

柴澤委員 不当侵害も含めた基準だろうか。

上村会長 ただ、これは括弧書きの中身なので、ちょっとよく分からない。おそらくエの本文の公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名の具体化なのだろうが、何となくその括弧書きも合わせて読んでいくと、ちょっとよく分からないようになってしまふ感じがする。

ほかいかがだろうか。よろしいだろうか。では、本日の審議内容を踏まえて、次回、意見書の内容について、審議をすることにさせていただく。今回のご意見等を盛り込んでいただければと思う。

では、次の議事に移りたいと思う。議事（３）報告事項のア、新潟市死者情報の開示に関する条例の改正について、事務局から報告をお願いしたい。

事務局 新潟市死者情報の開示に関する条例の改正についてご説明をする。関係する資料は、資料３－１、３－２、３－３の３点である。まず、資料３－１をご覧ください。１、条例改正の趣旨であるが、この条例は、令和５年、本市が個人情報保護法の適用を受けるに当たり、それまで条例において認めていた死者に関する情報の開示が同法には組み入れられなかったことから、従前どおり開示を認めることとするために制定したものである。情報公開条例と同様に、本条例も施行３年を経過し、保有個人情報開示制度と比較して、規定が不十分であるなど、見直すべき点が見られることから、情報公開条例と同時に改正を行いたいと考えているものである。

次に、改正案の概要についてだが、（１）語句の定義の見直しとして、開示の対象となる「死者情報」「保有死者情報」の定義について、個人情報保護法に準じて見直すこと。（２）開示請求権者及び請求範囲の整理では、現状、請求を認められた人であれば、誰でも対象となる死者の情報を何でも開示請求できる規定となっているものを見直し、この範囲を限定し、これに当てはまらない人は、特定の権利義務がある場合に、当該権利義務に関する情報に限り請求できることと整理することとしたものである。また、代理人請求の規定がなかったために、これを追加するものである。その他（３）では、情報公開条例と同様に、国制度に準拠すべき点を準拠して改正するものである。

資料３－２の新旧対照表をご覧ください。２ページ目の左側の列、改正案４行目から、第３条で開示請求権について定めるところだが、第３条の本文の真ん中、ただしからあるように、第１号、第２号の人は、今までどおりすべての情報の開示請求を認めるものの、第３号の方は、特定の権利利益を有する人が、その権利利益に関する情報に限って請求できるとするものである。その次、第１号は、変更がないので省略しているが、ここには死亡時の配偶者、死者の子及び父母が入る。そのほか第２号で第１号の人がいない場合に限り、それ以外の二親等以内の血族にのみ、すべての情報の開示を認めることとしたいと考えている。

最後の１０ページをご覧ください。改正案の列でページの中ほど、１６条を新設する案となっている。現行では、この条例の改廃等について、当審議会に諮問する根拠がなかったもので、これを加えるものである。

今回は、報告事項としているが、この改正後は本条例も当審議会に諮問できるというようにしたいと考えているところである。

資料３－３については、改正案と個人情報保護法、情報公開条例の改正案との比較の表となる。こちら特段の説明はしないが、また適宜、ご参考にしていただきたいと思います。死者情報の開示に関する条例の改正については、説明は以上である。よろしくお願いします。

上村会長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見あればお願いしたい。いかがだろうか。

内山委員 本当に単純な質問で、自分で調べれば分かるかもしれないが、改正後（案）第3条の3号エ、死者の死に起因して取得した権利義務を有する者だが、ここに具体的にどういった人を想定しているのか。例えば、遺言執行者などは入るのが、もしも分かれば教えていただきたい。

事務局 例えばだが、慰謝料の請求権であったり、保険の請求だったり、そういったことが、特に保険の請求など実例が多くあるので、具体的にはそういったものを想定していた。

内山委員 承知した。遺言執行者が入るかどうかは不明か。

事務局 それは今後詰めたと思う。

上村会長 ほかいかがだろうか。

小田委員 公文書の管理会議のときにも、少し話が出たことだが、ここにおける死者は、すべての死者だろう。いわゆる過去において亡くなった方、すべてということだろう。

事務局 かつ市の行政文書に載っている方。

小田委員 行政文書に載っている死者すべてということだろう。それがあある程度、歴史的な時間を経過したものについても、行政文書に載っているものについての情報を開示する義務はあるということになるだろう。

事務局 行政文書として現存しているものが対象。特定歴史公文書になったものは、ここからは除かれる。

小田委員 特定歴史公文書になったものは除いて、それ以外のものについては、すべてここに含まれるということだろう。

加賀谷委員 行政文書が廃棄されていなければ含まれる。

上村会長 ほかいかがだろうか。

私からもよろしいだろうか。これはもしも何とかできればくらいで、ご検討いただければと思うが、保有死者情報という用語にはとても違和感があり、いろいろな意味でとらえられそうな気もするので、何か適切な言い回しというか、もしもあるようであればご検討いただければと思う。

今回の改正だけでもかなり大幅な改正になるので、単なる意見としてとどめていただければと思うが、やはり死者にも人権があるので、死者の人権を守るような、死者の非開示情報というのがない。それも将来的には、少しその点も考えていただければと思っている。今、非開示になる事情というのが、開示請求者の権利義務を侵害するだとか、死者のことは対象にしないようである。だから、そこも少し将来的には考えていただいたほうがよろしいのかという気がした。これは単なる意見ということだとどめていただければと思う。

小田委員 今、会長のおっしゃったこと、前にもここで議論されたはずである。死者の尊厳や死者の人権である。これについてどうとらえるかということは、先ほど申し上げた残存公文書の中であるものはすべてということであると、そこには非常に複雑なものも記載されているわけだから、死者の尊厳を傷つけるようなことも、場合によってはある。それらについてどのようなとらえるかということは、これからの課題かと思う。

上村会長 そうである。死者の名誉権だとか、死者のプライバシー、個人の尊厳というのをやは

り死亡後もそうした人権は残っていると思うのでご検討いただければと思う。継続的に検討されていたようだが、なかなか難しい問題である。ほかいかがだろうか。

素朴な質問になるが、資料３－２の２ページで、開示請求権者を限定していらっしゃるが、若干気になったのは、一親等以内の姻族、これを外されているのは理由があつてのことだと思うが、これで困るような人が出てこないのか、困るような事態にならないのかというのが少し気になったのが一点。

それから、３条１項１号、２号で限定しても、３号のところで、結局、前各号に掲げる者がいない場合には、ア、死者の相続人が入ってくるということになると、１号、２号で限定したのが、このアですべてが解除になってしまうようにも見えるので、これは前に掲げる者がいないので仕方がなくということなのかもしれないが、ちょっとこれでよろしいのかという気はした。

事務局 今ほどのお話の中で、一親等以内の姻族に関する事例につきましては、この条例が施行されてからの３か年において、１件確認ができています。それも、新設する改正後の３号のいわゆる死亡に起因して生じた権利利益、権利義務がある場合であつて、それに関する情報に限って開示を請求することができると。その範囲内で救えるものかなとは考えている。保険の請求の趣旨、そういった目的だったと聞き及んでいる。

また、後段の３号については、３号の該当者は、すべての死者情報を請求できる方ではないので。

上村会長 そこで限定したのか。承知した。

ほかいかがだろうか。

内山委員 今、お聞きしていて少し思いついたので、適切な質問か分からないが、改正後（案）の３条の３号アの死者の相続人が、３号に掲げるものなので、当該権利義務に関する情報に限って開示を請求することができる方になると思う。ただ、相続人なので、例えば、相続争いみたいなことになって、死者の生前のある時点の判断能力が争われるような場合に、介護に関する、介護認定に関する情報開示などがあるかと思うが、これは直接、例えば、固定資産を保有しているみたいな、財産に関するものではないが、介護認定に関する情報なども、当該権利義務に関する情報に該当するという理解でよろしいのだろうか。

事務局 相続人に関しては、係争中の方は想定していなく、相続の配分が固まった後の方を想定はしているが、そういったご主旨ではないだろうか。

上村会長 条文上からは係争中を除くというのは読み取れないのではないかな。

事務局 そうである。それも含めて検討させていただければと思う。

内山委員 配偶者とかが相続放棄をして、誰かが相続人になった。その中で、係争が生じて、遺言書か何かがあつて、その時点で当該死者は判断能力がなかったのではないかな、書かせたのではないかなみたいな話になったときに、介護認定の情報は、権利義務に関する情報になるのか。または例えば、市民病院で医療過誤があつて、その賠償請求権を相続した相続人が、また配偶者や子ではなかったときに、その医療記録は権利義務に関する情報になるのかが、私の頭の整理ができていないからだけなのかもしれないが、少し分からなかったのでご質問させていただ

いた。

事務局 考え方としては、やはり係争中の方は除くという考え方のもとに案は作っているが、それをこの条文に入れ込むかどうかも含めて、さらに検討させていただければと思う。

上村会長 係争中の者を除くとする趣旨は何なのか。

事務局 係争中の方だと、その権利が確定していないものなので、本来、その死者の情報を請求できる方に該当しなくなる可能性があり得るということで考えていた。

上村会長 ここに当てはまるかどうか分からないという意味での係争か。裁判訴訟一般ではなく。

事務局 訴訟には限らず、相続の配分がまだ未確定で、遺産相続分割協議書だとかそういったものが作成されていないような段階では、基本的には除かれるものだという前提で考えていた。

加賀谷委員 相続人かどうか争われている事案なのかと、最初思ったが、今まさに医療過誤で亡くなってその息子だとか、例えば、遺産分割でもめている真っ最中の方を一律に係争中の相続人で除外すると、全く何も使えないのではないかという。極めてそれはまずいのではないかと。積極的に係争中だからこそ必要なのではないかと。実務をやっている者からすると、その定義はやめたほうがいいと思う。

上村会長 よく情報公開で、情報を入手してから訴訟準備に入るというケースなどもよくあるので。係争中というとやはり裁判に訴える準備段階というように想定してしまうので、そこはきれいに整理をしていただいたほうが。まさに係争中こそ、情報公開制度は必要かなと思う。

ほかはいかがだろうか。よろしいだろうか。感謝する。では、事務局は、審議会意見も参考にしながら、事務を進めていただければと思う。委員の皆様、感謝する。以上で、本日、所定の議事をすべて終了したので、事務局へお返す。

事務局 委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただき、大変感謝する。以上をもって、本日の審議会を閉会する。